

5 資料一覧

5-1 小学校で使用する資料

資料1 就学時健康診断票

就学時健康診断時に保護者から回収する。

資料2 アレルギー疾患に関する学校での管理や配慮を求める手続きについて

新1年生の保護者宛て文書。新入学児童保護者説明会で配布する。

資料3 アレルギー疾患に関する学校での管理や配慮を求める際の手続きについて

在校生の保護者宛て文書。1～2月頃に配布する。

資料4 食物アレルギー緊急対応マニュアル

資料14の裏面に印刷するもの。県のマニュアルから抜粋。

資料5 学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)

日本学校保健会作成の書類。エピペン[®]の処方を受けている場合や、学校での配慮を求める場合は提出が必須である。保護者から主治医に記入を依頼する際、資料6～7とセットで主治医に渡してもらう。

資料6 主治医の先生へ 学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)の作成についてのお願い

埼玉県作成の文書。保護者が主治医に資料5の記入を依頼するとき、資料5・7とセットで主治医に渡してもらう。

資料7 食物アレルギー疾患のある児童生徒の主治医の皆様へ～入間市立学校における「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」の記入のお願い～

入間市教育委員会作成の文書。保護者が主治医に資料5の記入を依頼するとき、資料5・6とセットで主治医に渡してもらう。

資料8 学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)活用のしおり～保護者用～

日本学校保健会作成の書類。必要に応じて、資料5～7とセットで保護者に渡す。

資料9 学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)活用のしおり～主治医用～

資料8と同様

資料10 学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)活用のしおり～教職員用～

日本学校保健会作成の教職員向け資料。資料5についての説明。

資料11 食物アレルギー対応面談希望日調査表

面談の日程調査をする際に使用する文書。

資料12 食物アレルギーにおける管理が必要な場合の提出書類について

対応を希望する児童の保護者に書類を渡す際に使用する文書。保護者にどの書類を渡したのか・いつまでに学校に提出してもらうか等を記入しておく。

資料13 食物アレルギー個別取組プラン①緊急時対応カード、②個別調査票

①緊急時対応カードの裏面に②個別調査票を印刷すること(両面印刷で使用する)。学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)の補足資料として、保護者が記入する書類。面談までに学校に提出するように依頼する。

資料14 食物アレルギー個別取組プラン③面談記録票(学校記入欄)・食物アレルギー緊急時対応マニュアル

③面談記録票(学校記入欄)の裏面に、食物アレルギー緊急時対応マニュアルを印刷すること(両面印刷で使用する)。面談時に養護教諭が記入し、保護者の署名をもらうこと。必要に応じて、コピーを保護者へ渡す。

資料 15 食物アレルギーに伴う欠食及び除去食願

欠食又は除去食を希望する場合に、保護者が記入し、学校に提出する書類。期間の終期は、最長で提出時の学年の3月末までとする。翌年度も引き続き欠食又は除去食を希望する場合には、再度、提出する必要がある。

資料 16 食物アレルギーに伴う欠食及び除去食願の解除届

資料 14 の内容について解除を希望する時に、保護者が記入し、学校に提出する書類。欠食または除去食を解除する場合は、事故を防ぐため、年度の切り替え時であっても必ず提出を求める。想定される事例は次のとおり。

【例1】希望期間の途中で解除する場合

3月末まで除去食を希望(除去する食物:鶏卵)している。2月から解除を希望する。

→ 1月末までに解除届の提出を求める。

【例2】希望期間の終了とともに、解除する場合(除去する食物が1種類の場合)

3月末まで除去食を希望(除去する食物:鶏卵)している。4月から解除を希望する。

→ 欠食及び除去食願の提出漏れではないことを確認するために、3月末までに解除届の提出を求める。

【例3】希望期間の終了とともに、解除する場合(除去する食物が複数の場合)

3月末まで除去食を希望(除去する食物:鶏卵、牛乳、小麦、ピーナッツ)している。4月から解除(鶏卵のみ)を希望する。

→ 4月までに欠食及び除去食願と解除届の両方の提出を求める。学校では、欠食及び除去食願と解除届とを照合し、除去する食物・除去しなくてもよい食物の間違いがないように注意する。

5-2 中学校で使用する資料

資料5~10 小学校で使用する資料を参照(同じ書類です。)

資料 17 アレルギー疾患に関する学校での管理や配慮を求める手続きについて

保護者宛て文書。

資料 18 学校における食物アレルギー事前調査

小学校に事前調査を依頼するために使用する書類。

資料 19 学校における食物アレルギー対応希望書

対応を希望する生徒の保護者が記入し、学校に提出する。新入生に対しては、新入生保護者会で配布する。

資料 20 食物アレルギーにおける管理が必要な場合の提出書類について

対応を希望する生徒の保護者に書類を渡す際に使用する文書。保護者にどの書類を渡したのかいつまでに学校に提出してもらうかを記入しておく。

資料 21 食物アレルギー個別取組プラン①緊急時対応カード、②個別調査票

①緊急時対応カードの裏面に②個別調査票を印刷すること(両面印刷で使用する)。学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)の補足資料として、保護者が記入する書類。面談までに学校に提出するように依頼する。

資料 22 食物アレルギー個別取組プラン③面談記録票(学校記入欄)・食物アレルギー緊急時対応マニュアル

③面談記録票(学校記入欄)の裏面に、食物アレルギー緊急時対応マニュアルを印刷すること(両面印刷で使用する)。面談時に養護教諭が記入し、保護者の署名をもらうこと。必要に応じて、コピーを保護者へ渡す。

資料 23 欠食届

欠食を希望する場合に、保護者が記入し、学校に提出する書類。期間の終期は、最長で提出時の学年の3月末までとする。翌年度も引き続き欠食を希望する場合には、再度、提出する必要がある。学校は、内容を確認した後、学校給食センターに提出すること。

資料 24 欠食解除届

資料 23の内容について解除を希望する時に、保護者が記入し、学校に提出する書類。学校は、内容を確認した後、学校給食センターに提出すること。欠食を解除する場合は、事故を防ぐため、年度の切り替え時であっても必ず提出を求める。想定される事例は次のとおり。

【例1】希望期間の途中で解除する場合

3月末まで欠食を希望している。2月から解除を希望する。→2月までに解除届の提出を求める。

【例2】希望期間の終了とともに、解除する場合

3月末まで欠食を希望している。4月から解除を希望する。→欠食届の提出漏れではないことを確認するために、4月までに解除届の提出を求める。

資料 25 アレルギー生徒の資料配布状況

学校が作成し、学校給食センターに提出する。4月の献立を作成する前(3月下旬頃)までに提出すること。年度途中でアレルギーを発症した場合や、対応が必要な生徒が転入してきた場合は、その都度、提出すること。

5-3 その他の資料

資料 26 学校におけるアレルギー対応の例

保護者に学校におけるアレルギー対応について説明する資料。学校からの説明時等に使用する(使用しなくてもよい)。

資料 27 「学校給食で誤食のあった事例報告」・「学校給食が原因で食物アレルギー症状が発症した事例報告」【様式 1(学校給食)】、「学校において食物アレルギー症状が発症した事例報告(学校給食が原因ではない場合)」【様式 2(学校給食以外)】、記入上の注意

学校において事故が発生した場合に作成し、学校教育課に提出する書類。事故後、速やかに提出すること